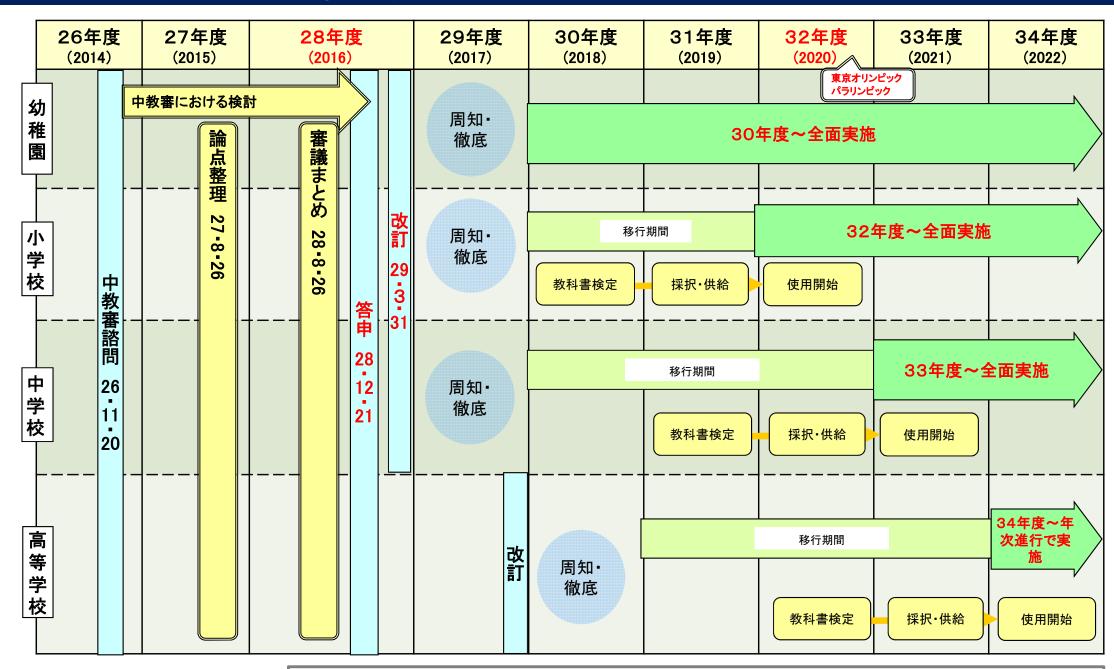
平成29年7月11日 学校における働き方改革特別部会 資料4-3

「今後の検討すべき主な事項(案)」に関する参考資料

1. 教育の現状と文部科学省のこれまでの取組

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール(現時点の進捗を元にしたイメージ)



特別支援学校学習指導要領(幼稚部及び小学部・中学部)についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。 特別支援学校学習指導要領(高等部)についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 〇 <u>教育基本法、学校教育法</u>などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための<u>資質・能力を一層確実に育成</u>。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する<u>現行学習指導要領の枠</u> 組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など<u>道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実</u>により、 豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、<u>①知識及び技</u>能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

(例)中学校理科:①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、

(生命領域) ②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見い だしたり表現したりする力を養い、

③科学的に探究する態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国の<u>これまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化</u>により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育んでいくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと<u>浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかり引き継ぎ</u>つつ、<u>授業を工夫・改善</u>する必要。

語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考する など

- ※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を 図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた<u>指導体制の充実</u> や、運動部活動ガイドラインの策定による<u>業務改善などを一層推進</u>。
 - * 義務標準法:公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
- ※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを<u>集約・共有化</u>し、各種研修や授業研究、授業 準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 〇 教科等の目標や内容を見渡し、特に<u>学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)</u>や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、<u>教科等横断的な学習を充実</u>する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には<u>単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。</u>
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

小学校の標準授業時数

〔改訂後〕

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	1	ı	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	_	_	90	105	105	105	405
生活	102	105	_	_	_	_	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	_	_	_	_	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
特別の教科である道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	_	ı	70	70	70	70	280
外国語活動	-	l	<u>35</u>	<u>35</u>	_	-	<u>70</u>
<u>外国語</u>	_	_	_	_	<u>70</u>	<u>70</u>	<u>140</u>
合計	850	910	<u>980</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>1015</u>	<u>5785</u>

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	_	_	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	_	_	90	105	105	105	405
生活	102	105	_	_	_	_	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	_	_	_	_	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な 学習の時間	_	_	70	70	70	70	280
外国語活動	_	_	_	_	35	35	70
合計	850	910	945	980	980	980	5645

- ※ この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- ※ 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

中学校の標準授業時数

〔改訂後〕

〔 現 行 〕

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科 である道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な 学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

[※] この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。

[※] 各教科の授業について、15分程度の短い時間を活用して学習活動を行う場合については、総授業時間数や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

【移行期間における基本方針】

- ◆新学習指導要領への移行のための期間(小学校:平成30、31年度、中学校:平成30~32年度)において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。
- ◆指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取り組みができるようにする。特に、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成することを目指す新学習指導要領の趣旨を十分に踏まえて指導されるようにする。

【移行措置の内容】

- (1)教科等ごとの取扱い
- ①総則、総合的な学習の時間、特別活動
- →教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領による。
- ②指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科
- →指導する学年の変更などにより<mark>指導内容の欠落が生じることのないよう特例を定める</mark>。(小:国語、社会、算数、理科 中:国語、社会、数学、理科、保健体育)
- ③上記以外の教科
 - →新学習指導要領によることができることとする。(小:生活、音楽、図画工作、家庭、体育 中:音楽、美術、技術・家庭、外国語)
- ④道徳科
 - →平成27年3月の一部改正により特別の教科化をしており、小学校は平成30年度から新学習指導要領によることとし、中学校は平成31年度から新学 習指導要領による(平成30年度は先行可能)。

(2)小学校における外国語

→下記の表の授業時数のとおり外国語活動を実施することとし、新学習指導要領の外国語活動(3、4学年)及び外国語科(5、6学年)の内容の一部を加えて必ず取り扱うものとする。

【授業時数の特例】

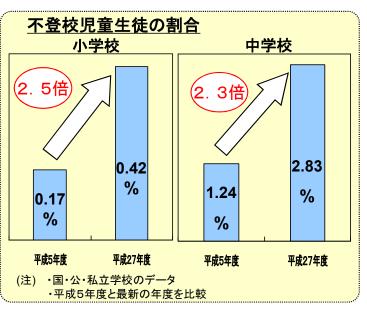
◆平成30、31年度における外国語活動の授業時数及び総授業時数は、下表に定める時数を標準とし、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができることとする。

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
外国語活動の授業時数			15	15	50	50
総授業時数	850	910	960	995	995	995

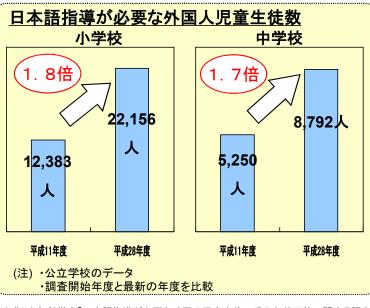
【留意事項】

- ◆ 目標や内容を2学年又は3学年まとめて示している教科については、全面実施の年度を見通した適切な指導計画を作成して指導すること。
- ◆ 移行期間中に実施する入学者選抜に係る学力検査における出題範囲は、特例の内容に留意し、学年ごとに児童生徒が履修している内容を踏まえた ものになるよう十分配慮すること。 8

学校現場が抱える課題の状況について



学校内での暴力行為の件数 小学校 中学校 12. 2倍 31.274 15,870 18,209 1.304 件 平成9年度 平成27年度 平成9年度 平成27年度 (注)・国・公・私立学校のデータ 調査開始年度と最新の年度を比較



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(出典)文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査

通級による指導を受けている児童生徒数 小学校 中学校 35. 1倍 '. 3倍 87,928人 10.383 296人 11,963 平成5年度 平成28年度 平成5年度 平成28年度 (注)・通常の学級に在籍しながら週に1~8単位時間程度、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で行う

・小・中学校における通常の学級に在籍する発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童

生徒の割合は、6.5%程度と推計されている。(平成24年文部科学省調査。なお、学級担任を含む複数の

・平成18年度から通級による指導の対象にLD及びADHDを加えた。

調査開始年度と最新の年度を比較

教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

- 特別支援学級・特別支援学校(注)に在籍する 児童生徒数(国·公·私立計) 小学校:小学部 中学校•中学部 2. 6倍 2. 1倍 特別支援学級 寺別支援学級 152,580人 65.259 人 特別支援学級 特別支援学級 23,600人 45.650人 特別支援学校 特別支援学校 特別支援学校 39.896人 21,290人 31,043 29,201人 平成5年度 平成28年度 平成5年度 平成28年度 (注)・平成5年度の特別支援学校は、盲・聾・養護学校に在籍する児
- 要保護及び準要保護(注)の児童生徒数 要保護 準要保護 2. 0倍 . 6倍 14.3 135.2 万人 万人 8.7 万人 万人 平成7年度 平成26年度 平成7年度 平成26年度

(注)・要保護とは、生活保護を必要とする状態にある者をいい、準要保護 とは、生活保護を必要とする状態にある者に準ずる程度に困窮して

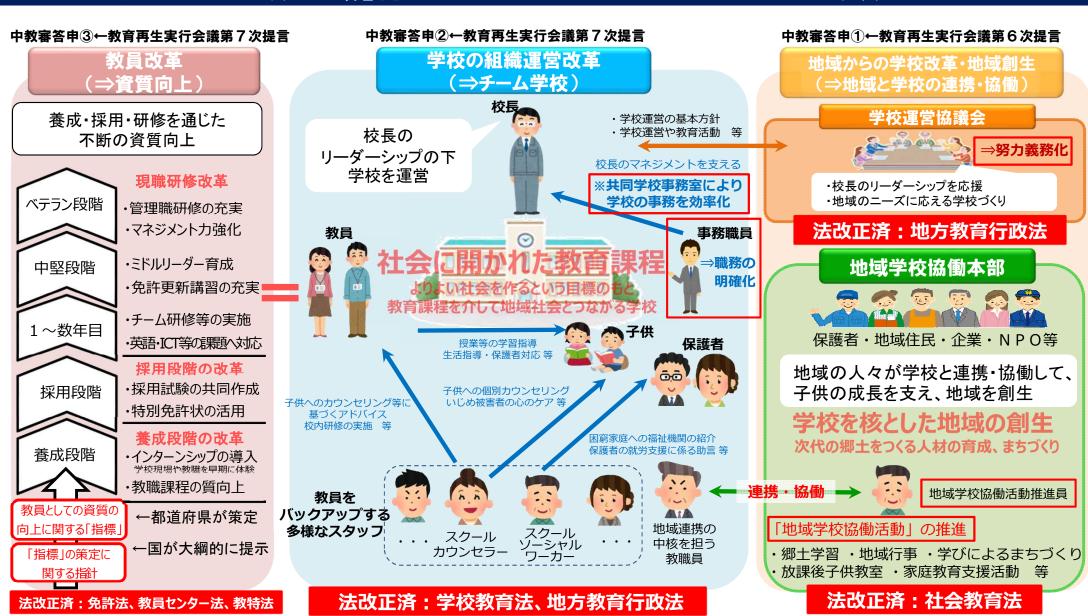
童生徒数を合計した数字

・平成5年度と最新の年度を比較

調査開始年度と最新の年度を比較

いる者をいう。

「次世代の学校・地域」創生プラン(平成28年1月 文部科学大臣決定)の実現に向けて



「次世代の学校」の創生に必要不可欠な教職員定数の戦略的充実

法改正済:義務標準法等

子供たちが自立して活躍する「一億総活躍社会」「働き方改革」「地方創生」の実現10

次世代の学校指導体制強化のための教職員定数の充実

《義務教育費国庫負担金》 **平成29年度予算:1兆5.248億円(対前年度▲22億円)** ※教職員定数の増減は、平成29年度単年の増減

·教職員定数の改善 +19億円(+ 868人) ・部活動手当の改善等

- ・教職員の若返り等による給与減 +3億円
- ▲ 88億円

・教職員定数の自然減等 ▲89億円(▲4.150人)

10

年間で

段階的に実施

- - ・部活動運営適正化による部活動手当の減 ▲3億円

基礎

定数化

- **義務標準法改正(平成29年4月施行)**。平成29年度~38年度の**10年間で、加配定数**(平成28年度約6万4千人) の約3割を基礎定数化。これにより、
 - 地方自治体による、教職員の安定的・計画的な採用・研修・配置に寄与。
 - 発達障害等の児童生徒への障害に応じた特別の指導(通級による指導)や、日本語能力に課題のある児童 生徒への指導、教員の「質」の向上に必要な研修体制を充実。
- 加配定数の増(395人)により、小学校における専科指導等に必要な教職員定数を充実。

基礎定数(学級数等に応じて算定。算定基準を義務標準法に規定。)

+473人 (少子化等に伴う定数減▲4.150人)

障害に応じた特別の指導(通級による指導)の充実 +602人

- **1対13**(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対16.5*)
- 加えて、へき地や対象児童生徒の少ない障害種(弱視等)への対 応のため**加配定数を措置**(現在の1割)。
 - ※ 基礎定数化に伴う「政策減」(特別支援学級から通級指導への移 行)として、▲150人
- 外国人児童生徒等教育の充実 +47人
- **1対18**(対象児童生徒)の割合で措置 (現状 1対21.5*)
- 加えて、散在地域の対応のため加配定数を措置(現在の1割)。
- 初任者研修体制の充実 +75人
 - 1対6(対象教員)の割合で措置 (現状 1対7.1*)

(*いずれも平成28年度推計値)

- 指導方法工夫改善加配の一部基礎定数化 ▲101人(**)
- 約41.000人のうち約9,500人を基礎定数化。

(**児童生徒数の減少に伴う減)

義務標準法の改正により追加

加配定数 (政策目的や各学校が個々に抱える課 +395人 題等を踏まえて配分。)

	特別支援教育	_
	児童生徒支援	いじめ・不登校等への対応 +25人 貧困等に起因する学力課題の解消 +50人
		統合校・小規模校への支援 +75人
4	研修等定数	7クティブ・ラーニングの視点からの授業 改善+10人 ※既存の枠内で「先導的実践研究 加配」として50人確保
	養護教諭、 栄養教諭等	+10人 +10人
4	事務職員	+50人 (共同学校事務室等、共同 事務実施体制の強化)
	指導方法 工夫改善	小学校専科指導の充実 +165人

11

学校現場における業務の適正化に向けて (平成29年1月6日 文部科学省)

学校現場における業務の適正化を推進し、教員が子供と向き合う時間を確保するため、平成29年にあっては、 以下の3つの柱を中心とした取組を力強く進めてまいります。

1. 教員の働き方を改革し、教員の担うべき業務に専念できる環境整備を目指す

- ■各教育委員会における業務改善の取組を加速するべく、
 - 「学校現場における業務改善加速プロジェクト」を始動します。
 - ・小学校・中学校等の学校種に応じた課題を踏まえつつ、教員の行う業務の明確化や事務の効率化の 徹底など、業務改善に集中的に取り組む重点モデル地域を指定
 - ・時間外勤務の削減や創出した時間による教育面での効果などのエビデンスを蓄積し、全国に発信

2. 部活動の適正化を推進し、部活動の負担を大胆に減らす

- 平成29年度中に、<u>適切な練習時間や休養日の設定等も含めた「運動部活動に関する総合的なガイドライン</u> <u>(仮称)」を策定します</u>。
 - ・同ガイドラインの策定のため、総合的な実態調査を実施
 - ・スポーツ医・科学の観点も取り入れた練習時間や休養日等の調査研究を実施
- ■全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえ、**休養日等の適切な設定を促す通知を発出します**。
- ■地域のスポーツ指導者等が単独で部活動の指導・引率に当たれるよう、
 学校教育法施行規則を改正し、「部活動指導員(仮称)」を位置付けるための
 パブリック・コメントを開始します。

3. 国・教育委員会の支援体制を強化する

- ■省内横断的に取組を進めるため、省内に学校環境改善対策プロジェクトチームを設置します。
- ■業務改善アドバイザーの仕組みを創設し、教育委員会等の依頼に応じて、現地に派遣します。

日本の中学校教員の仕事への満足感等について(総勤務時間別結果)

- 〇「現在の学校の仕事を楽しんでいる」をはじめとした仕事への満足度等に関して肯定的に回答している教員は半数以上である。
- 〇 勤務時間と仕事の満足度等については、一概に相関関係はないが、勤務時間が長いほど、仕事の満足度等が低い傾向がある。

◆現在の学校での仕事を楽しんでいる

	全く当てはまらない	当てはまらない	当てはまる	非常によく当てはまる
週30時間以上40時間未満	7.5%	18.3%	55.8%	18.3%
週40時間以上60時間未満	2.9%	18.6%	60.8%	17.8%
週60時間以上75時間未満	2.3%	20.5%	59.7%	17.5%
週75時間以上	3.3%	19.5%	51.5%	25.7%

◆もう一度仕事を選べるとしたら、また教員になりたい

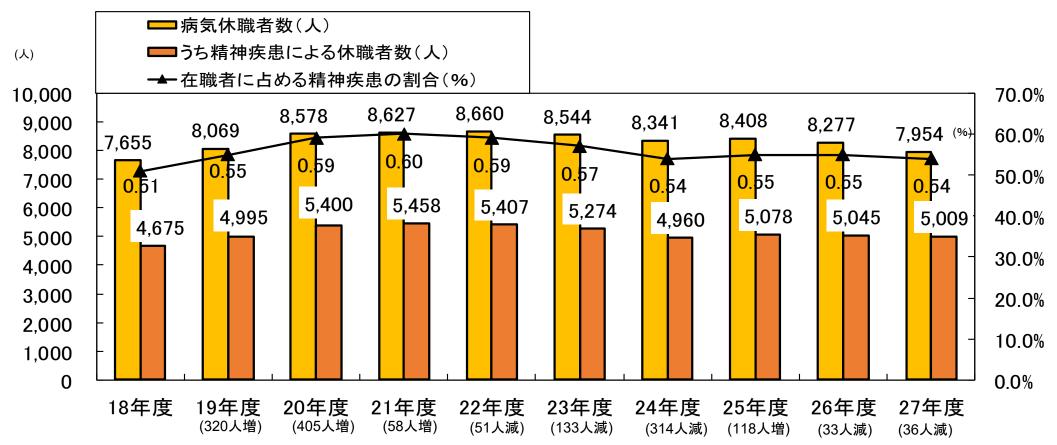
	全く当てはまらない	当てはまらない	当てはまる	非常によく当てはまる
週30時間以上40時間未満	10.0%	31.7%	44.2%	14.2%
週40時間以上60時間未満	7.7%	35.8%	41.1%	15.4%
週60時間以上75時間未満	7.3%	36.3%	41.3%	15.1%
週75時間以上	8.9%	32.2%	40.7%	18.2%

◆現在の学校での自分の仕事の成果に満足している

	全く当てはまらない	当てはまらない	当てはまる	非常によく当てはまる
週30時間以上40時間未満	4.2%	42.5%	50.8%	2.5%
週40時間以上60時間未満	4.4%	41.1%	51.2%	3.3%
週60時間以上75時間未満	6.0%	48.1%	42.3%	3.6%
週75時間以上	7.9%	48.0%	39.6%	4.6%

公立学校教育職員の病気休職者の推移

〇 公立学校教育職員の病気休職者及び精神疾患の割合は横ばい傾向である。



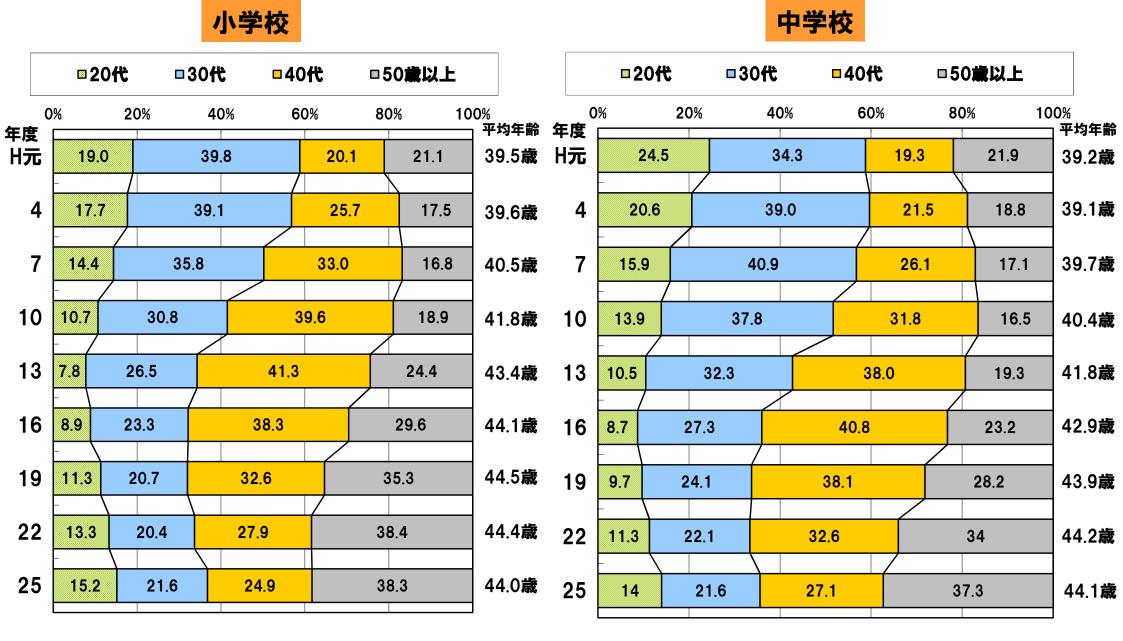
※年度の下のカッコは、精神疾患による休職者数の対年度比の増減を示す。

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
在職者数(A)	917,011	916,441	915,945	916,929	919,093	921,032	921,673	919,717	919,253	920,492
病気休職者数(B)	7,655	8,069	8,578	8,627	8,660	8,544	8,341	8,408	8,277	7,954
うち精神疾患による 休職者数(C)	4,675	4,995	5,400	5,458	5,407	5,274	4,960	5,078	5,045	5,009
在職者比(%) (B)/(A) (C)/(A) (C)/(B)	0.83 0.51 61.1	0.88 0.55 61.9	0.94 0.59 63.0	0.94 0.60 63.3	0.94 0.59 62.4	0.93 0.57 61.7	0.90 0.54 59.5	0.91 0.55 60.4	0.90 0.55 61.0	0.86 0.54 63.0

^{※「}在職者数」は、当該年度の「学校基本統計報告書」における公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員(本務者)の合計。

公立小・中学校の教員の年齢構成【推移】

○ 高齢者層が占める割合が多いものの、近年は、若年層の割合も増加傾向にある。



2. 学校・教職員が担うべき業務の在り方について

諸外国における学校の役割

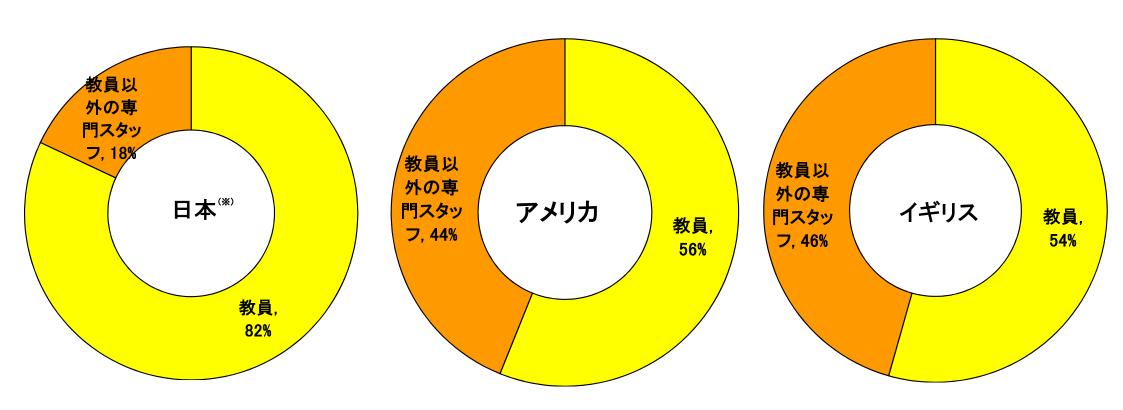
					1				
	国名	アメリカ	イギリス	中国	シンガポー	フランス	ドイツ	日本	韓国
	業務				ル				
	登下校の時間の指導・見守り	×	×	×	×	×	×	Δ	×
	欠席児童への連絡	×	X	0	0	×	0	0	0
	朝のホームルーム	×	0	0	×	×	×	0	0
	教材購入の発注・事務処理	×	×	Δ	×	×	×	Δ	×
	成績情報管理	0	×	Δ	0	0	0	0	0
児	教材準備(印刷や物品の準備)	0	×	0	0	0	0	0	0
単	課題のある児童生徒への個別指導、補習指導	0	×	0	0	0	0	0	0
産	体験活動の運営・準備	0	×	0	0	0	0	0	0
ĝ	給食・昼食時間の食育	×	×	×	×	×	×	0	0
児童生徒の指導に関わる業務	休み時間の指導	0	×	0		×	0	0	0
<u>E</u>	校内清掃指導	×	×	0	×	×	×	0	0
関	運動会, 文化祭など	0	0	0	0	×	0	0	0
1 2	運動会, 文化祭などの運営・準備	0	0	0	0	×	0	0	0
業	進路指導・相談	Δ	0	0	0	×	0	0	0
務	健康・保健指導	×	×	0	0	0	0	Δ	0
	問題行動を起こした児童生徒への指導	Δ	0	0	0	0	×	0	0
	カウンセリング、心理的なケア	×	×	0	0	0	×	Δ	×
	授業に含まれないクラブ活動・部活動の指導	Δ	X	0	Δ	×	Δ	0	Δ
	児童会・生徒会指導	0	0	0	×	×	0	0	0
	教室環境の整理, 備品管理	0	×	Δ	0	0	0	0	0
	校内巡視, 安全点検	×	×	0	×	×	0	Δ	×
	国や地方自治体の調査・統計への回答	×	×	Δ	×	×	0	Δ	×
脚学	文書の受付・保管	×	×	Δ	×	×	0	Δ	×
お校	予算案の作成・執行	×	×	×	×	×	0	×	×
関わる業務学校の運営に	施設管理·点検·修繕	×	×	Δ	×	×	×	×	×
来営	学納金の徴収	×	×	0	×	×	0	Δ	×
32 (5	教師の出張に関する書類の作成	×	×	Δ	×	×	0	×	×
	学校広報(ウェブサイト等)	×	×	Δ	×	×	0	0	×
	児童生徒の転入・転出関係事務	×	×	0	×	×	×	Δ	×
関外	家庭訪問	×	×	0	×	×	×	0	Δ
わ獣	地域行事への協力	0	0	Δ	×	0	×	Δ	Δ
おる業務に	地域のボランティアとの連絡調整	×	×	Δ	×	×	0	Δ	×
務に	地域住民が参加した運営組織の運営	Δ	×	×	×	×	Δ	Δ	×

※教員の「担当とされているもの」に〇を,「部分的にあるいは一部の教員が担当する場合があるもの」に△を,「担当ではないもの」に×を付けている。三か国以上の国で△ 又は×が選択されている業務をグレー表示している。全部で40業務設けたが,「出欠確認」,「授業」,「教材研究」,「体験活動」,「試験問題の作成,採点,評価」, 「試験監督」,「避難訓練,学校安全指導」「出欠確認」,「授業」等全ての国で「担当とされているもの」7項目は掲載していない。

国立教育政策研究所『学校組織全体の総合力を高める教職員配置とマネジメントに関する調査研究報告書』(2017)

専門スタッフの割合の国際比較

〇初等中等教育学校の教職員総数に占める教員以外の専門スタッフの割合



出典:文部科学省「学校基本調査」(平成27年度)、"Digest of Education Statistics 2015"、"School Workforce in England November 2015"

- ※1 日本は小・中学校に関するデータ
- ※2 日本における専門スタッフとは、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員、学校図書館事務員、養護職員、学校給食調理従事員、用務員、警備員等を指す
- ※3 アメリカにおける専門スタッフとは、ソーシャルワーカー、医療言語聴覚士、就職支援員等を指す
- ※4 イギリスにおける専門スタッフとは、司書、メンター、医療及び看護職員等を指す

学校現場における業務の従事率・負担感率(副校長・教頭)

- 副校長・教頭は多岐の業務に従事しており、「学校教育目標の策定、教育課程の編成」をはじめ、「出欠連絡や保護者からの電話連絡への対応、保護 者への連絡(緊急時、周知)」、「危機管理(不審者、学校侵入への対応)」、「保護者・地域からの要望・苦情等への対応」、「国や教育委員会からの調 査やアンケートへの対応」など、小学校、中学校ともに従事率が90%を超える業務が多くある。
- 従事率50%以上の業務のうち負担感率が高いのは、「国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応」、「給食費の集金、支払、未納者への対応」等」

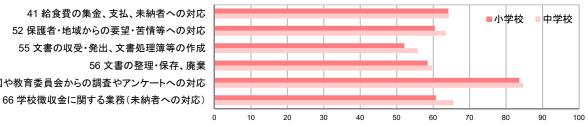
■副校長・教頭の業務ごとの従事率(50%以上)の状況

	番号	業 務	小学校	中学校
	1	学校教育目標の策定、教育課程の編成、	97.6%	97.0%
	2	時間割の作成、教室等使用割当ての作成授業時数の管理	60.7%	59.2%
	5	学校行事の年間計画の策定、各種行事の企画	93.4%	94.5%
	6	学校行事の事前準備、当日の運営、後片付け	97.1%	93.9%
	10	教材研究、教材作成、授業(実験・学習)の準備	55.8%	43.4%
	11	研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成	83.5%	85.9%
	14	職場体験、校外学習等の事前打合せ	63.3%	42.0%
	15	学年・学級通信の作成、掲示物等の作成・掲示	40.2%	52.3%
児童	18	出欠連絡や保護者から電話連絡への対応、保護者への連絡(緊急時、周知)	98.4%	97.0%
児童生徒の指導に関する業務	19	清掃指導、教室等の環境整備	79.7%	84.9%
の指進	20	登校・下校指導、通学路の点検	92.2%	85.6%
に関	21	危機管理(不審者、学校侵入への対応)	99.2%	99.0%
する	27	生徒指導、進路・就職指導等に関する関係機関との連携	86.5%	87.5%
務	28	児童・生徒の問題行動への対応(時間外での家庭訪問、指導を含む)	97.6%	95.5%
	29	児童・生徒の指導に関する照会・回答	91.0%	86.7%
	30	特別な支援が必要となる児童生徒への対応	95.5%	87.9%
	31	児童・生徒、保護者との教育相談	90.5%	76.4%
	33	進学・入試に関する業務(調査書・受験書類の作成・点検、合否確認)	32.3%	71.9%
	35	学校安全計画、学校労働安全衛生計画、危機管理・防災マニュアル等の作成	98.0%	97.0%
	39	給食の衛生管理に関する業務(検査食の実施、O-157等の給食事故への対応)	65.2%	57.7%
	40	給食指導・安全管理(アレルギー児童生徒への対応)	75.5%	58.7%
	41	給食費の集金、支払、未納者への対応	66.3%	60.0%

	番号	業 務	小学校	中学校
	42	学校経営方針の策定、運営施策の企画	94.7%	93.09
	43	校務分掌の作成、各種委員会の企画運営	98.8%	96.59
	44	学校評価の評価項目の設定、報告書の作成	93.1%	95.09
	45	児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計	89.5%	86.69
	46	朝の打合せ、学年会議、職員会議、各種委員会等の会議の実施	98.4%	98.0
	47	会議のための事前準備(書類の作成・開催の連絡)、事後処理(議事録、まとめ)	94.3%	95.59
	48	PTA活動に関する業務(活動への参加、会計・事務処理)	98.4%	99.0
	49	学校運営協議会・学校評議員会・学校関係者評価に関する業務	96.7%	97.5
	50	地域との連携に関する業務(地域行事への参加、児童生徒の引率)	97.2%	93.5
	51	地域の学校支援の取組への対応(企画・連絡調整・事後対応)	96.7%	92.5
	52	保護者・地域からの要望・苦情等への対応	99.2%	99.5
学	53	学校からの情報発信(学校だより、学校要覧の作成・編集)	94.0%	94.4
学校の運営に関する業務	54	学校からの情報発信(学校ホームページの更新、掲載内容の企画)	69.1%	67.5
	55	文書の収受・発出、文書処理簿等の作成	83.1%	86.9
F S	56	文書の整理・保存、廃棄	89.0%	88.5
勝	57	国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応	99.2%	99.5
	58	児童生徒の在籍管理(名簿の作成、出席簿の記入、月末統計)	71.2%	75.6
	59	月末の統計処理(出席簿)や教育委員会への報告文書(いじめ・不登校・月例報告等)の作成	75.6%	80.0
	60	校務支援システムの保守・管理	59.4%	55.4
	61	出勤簿等の服務関係帳簿の整理、勤務時間の割り振りなどの勤怠管理	89.8%	94.0
	63	学校予算の予算編成・執行管理	87.8%	83.9
	64	学校予算の購入・支出関係書類の処理(支出命令等のデータ処理)	62.4%	67.5
	65	学校徴収金に関する業務(通知・集金・支払・会計処理)	61.9%	59.2
	66	学校徴収金に関する業務(未納者への対応)	71.9%	71.4
	67	備品・施設の点検・整備、修繕	95.5%	98.5
	68	学校・敷地内の環境整備(清掃・除草など)	93.4%	91.9
	69	備品の購入、施設の整備計画の策定	90.0%	85.2

■副校長・教頭の従事率 (50%以上)の業務に対する負担感率の状況

41 給食費の集金、支払、未納者への対応 52 保護者・地域からの要望・苦情等への対応 55 文書の収受・発出、文書処理簿等の作成 56 文書の整理・保存、廃棄 57 国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応



【従事率】

¦従事状況に係る設問に関して、「主担当として従事している」「一部従事し ¦ている」と回答した数の和の全有効回答数に対する割合

|【負担感率】

· 負担感に係る設問に関して、「負担である」「どちらかと言えば負担であ ¦る」と回答した数の和の全有効回答数に対する割合

出典:教職員の業務実態調査(平成26年度)

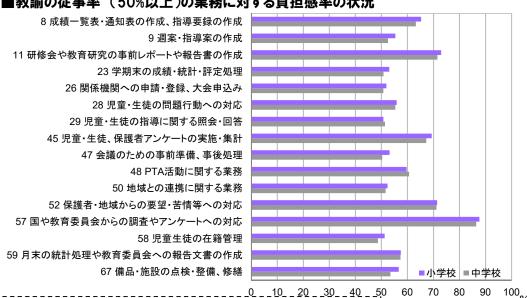
学校現場における業務の従事率・負担感率(教諭)

- 「学校行事の事前準備、当日の運営、後片付け」や「成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成」、「教材研究、教材作成、授業(実験・学習)の 準備」、「児童・生徒の問題行動への対応(時間外での家庭訪問、指導を含む)」など、小学校、中学校ともに従事率が90%を超える業務がある。
- ○「部活動に関する業務」、「進路指導に関する業務」は、中学校のみ従事率が高い。
- 従事率50%以上の業務のうち負担感率が高いのは、「国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応」、「研修会や教育研究の事前レポートや 報告書の作成」、「保護者・地域からの要望・苦情等への対応」等

■教	対論の	業務ごとの従事率(50%以上)の状況						
	番号	業務	小学校	中学校				
	2	時間割の作成、教室等使用割当ての作成授業時数の管理	59.6%	27.2%				
	4	副教材の採択(選定作業、採択委員会)						
	5	学校行事の年間計画の策定、各種行事の企画						
児	6	学校行事の事前準備、当日の運営、後片付け	94.5%	92.7%				
童	7	テスト問題の作成、採点	86.6%	93.9%				
生	8	成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成	93.5%	90.6%				
徒の	9	週案・指導案の作成	96.3%	83.6%				
指	10	教材研究、教材作成、授業(実験・学習)の準備	99.3%	98.5%				
導	11	研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成	83.4%	68.2%				
に関	14	職場体験、校外学習等の事前打合せ	76.3%	75.9%				
す	15	学年・学級通信の作成、掲示物等の作成・掲示	93.9%	83.9%				
る **	16	宿題、提出物の点検	94.5%	96.6%				
業務	17	朝学習、朝読書の指導、放課後学習の指導	90.6%	88.3%				
	18	出欠連絡や保護者から電話連絡への対応、保護者への連絡(緊急時、周知)	95.4%	95.0%				
	19	清掃指導、教室等の環境整備	98.9%	98.8%				
	20	登校・下校指導、通学路の点検	93.8%	85.2%				
	21	危機管理(不審者、学校侵入への対応)	85.8%	68.5%				
	22	日々の成績処理(テスト等のデータ入力・統計・評定)	93.9%	94.4%				
	23	学期末の成績・統計・評定処理	94.8%	94.5%				
	24	部活動の活動計画の作成	21.4%	78.0%				
	25	部活動の技術的な指導、各種大会(運動部・文化部)への引率等	28.3%	91.3%				
	26	関係機関への申請・登録、大会申込み	24.2%	74.0%				
	27	生徒指導、進路・就職指導等に関する関係機関との連携	48.4%	72.3%				
	28	児童・生徒の問題行動への対応(時間外での家庭訪問、指導を含む)	91.2%	93.3%				
	29	児童・生徒の指導に関する照会・回答	58.9%	61.1%				
	30	特別な支援が必要となる児童生徒への対応	91.2%	83.8%				
	31	児童・生徒、保護者との教育相談	88.4%	86.4%				
	32	進路指導に関する業務(進路先データの収集、連絡調整、進路説明会等への参加)	18.2%	55.8%				
	33	進学・入試に関する業務(調査書・受験書類の作成・点検、合否確認)	19.1%	57.1%				
	34	進路相談、保護者進路説明会の開催	14.8%	52.8%				
	40	給食指導・安全管理(アレルギー児童生徒への対応)	66.1%	42.5%				

	番号	業務	小学校	中学校
学	45	児童・生徒、保護者アンケートの実施・集計	73.0%	61.1%
校の	46	朝の打合せ、学年会議、職員会議、各種委員会等の会議の実施	90.3%	85.4%
運営	47	会議のための事前準備(書類の作成・開催の連絡)、事後処理(議事録、まとめ)	86.3%	77.2%
E	48	PTA活動に関する業務(活動への参加、会計・事務処理)	66.2%	58.1%
関	50	地域との連携に関する業務(地域行事への参加、児童生徒の引率)	58.2%	49.1%
する	52	保護者・地域からの要望・苦情等への対応	75.3%	70.0%
業	57	国や教育委員会からの調査やアンケートへの対応	63.6%	52.9%
務	58	児童生徒の在籍管理(名簿の作成、出席簿の記入、月末統計)	82.4%	67.4%
	59	月末の統計処理(出席簿)や教育委員会への報告文書(いじめ・不 登校・月例報告等)の作成	62.6%	56.6%
	67	備品・施設の点検・整備、修繕	78.8%	66.1%
	68	学校・敷地内の環境整備(清掃・除草など)	77.6%	66.9%

■教諭の従事率 (50%以上)の業務に対する負担感率の状況



_10__20__30__40__50

【従事率】:従事状況に係る設問に関して、「主担当として従事している」「一部従事している」と回答した数の和の全有効回答数に対する割合 【負担感率】: 負担感に係る設問に関して、「負担である」「どちらかと言えば負担である」と回答した数の和の全有効回答数に対する割合

調査(平成26年度)

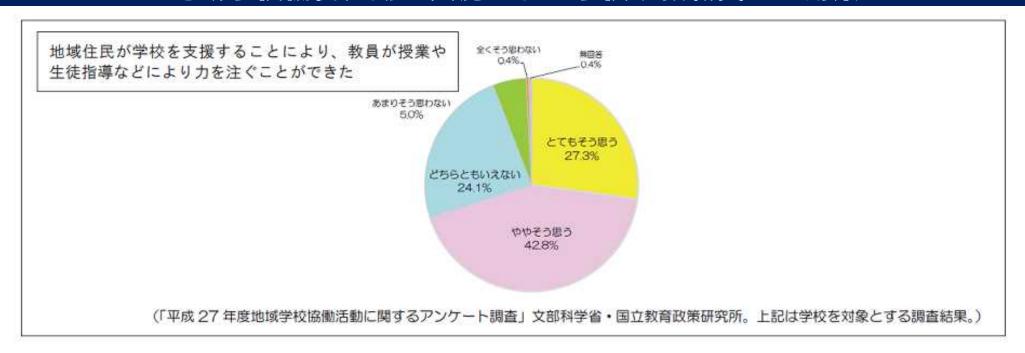
「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」及び

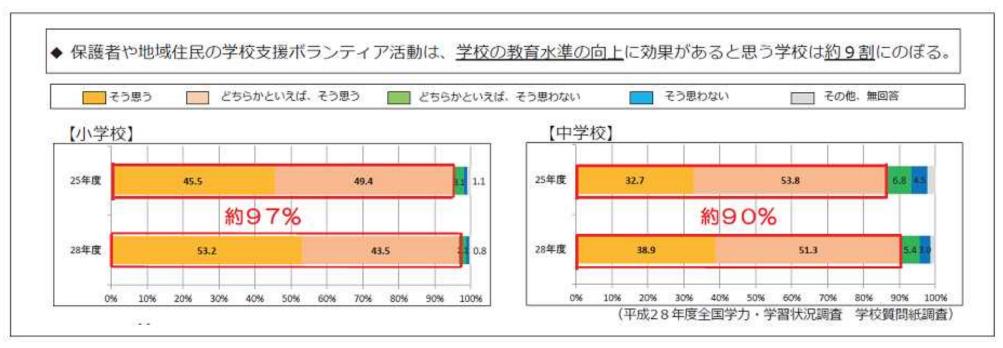
「地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業」実施状況

(学校支援地域本部・地域未来塾・放課後子供教室・土曜日の教育活動)

	平成24年度	平成25年度	平成26度	平成27年度	平成28年度
国庫補助金額	4,649百万円	4,870百万円	5,071百万円	6,340百万円	6,466百万円
学校支援地域本部 設置数	3,036本部	3,527本部 (小学校:5,939校 中学校:2,715校	3,746本部 (小学校:6,244校 中学校:2,814校	4,146本部 (小学校:6,568校 中学校:3,039校	4,527本部 (小学校:6,881校 中学校:3,148校
地域未来塾実施数	_	_	_	1,751箇所	2,587箇所 中学校:2,439校 高等学校:148校
放課後子供教室 実施数	10,098教室	10,376教室	11,991教室	14,392教室	16,027教室
土曜日の教育活動 実施数	_	_	4,845校	10,412校	11,895校
実施市町村数	本 部 576市町村 放課後1,076市町村 土 曜 — 市町村	本 部 619市町村 放課後1,090市町村 土 曜 — 市町村	本 部 628市町村 放課後1,135市町村 土 曜 388市町村	本 部 642市町村 未来塾 322市町村 放課後1,077市町村 土 曜 953市町村	本 部 669市町村 未来塾 472市町村 放課後1,097市町村 土 曜1,054市町村

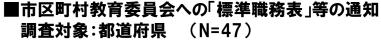
地域学校協働活動の実施による学校や教職員への効果

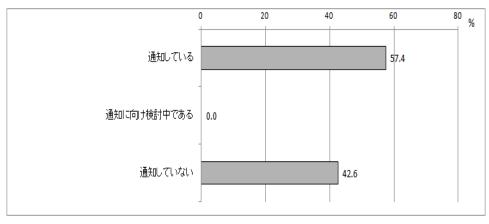




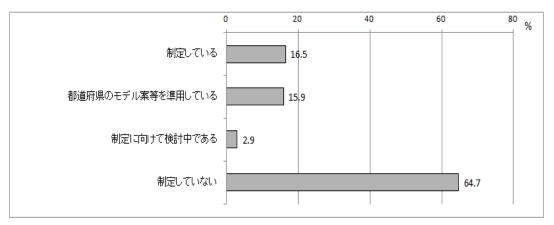
事務職員の職務範囲の明確化と効果的な役割分担

〇「標準職務表」等の制定率等は低く、事務職員の役割や職務領域等の明確化は進んでいない。

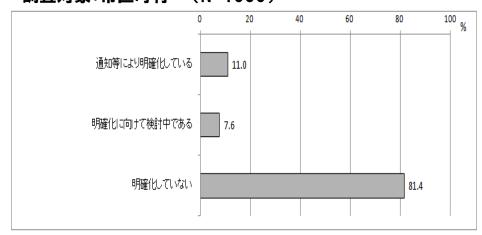




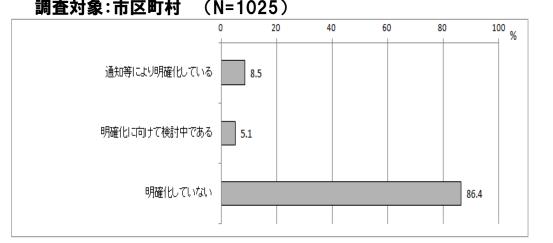
■事務職員の役割や職務の領域等を明確にした「標準職務表」の制定率 調査対象:市区町村 (N=1051)



■副校長・教頭と事務職員との職務分担の明確化 調査対象:市区町村 (N=1050)



■主幹教諭と事務職員との職務分担の明確化 調査対象:市区町村 (N=1025)

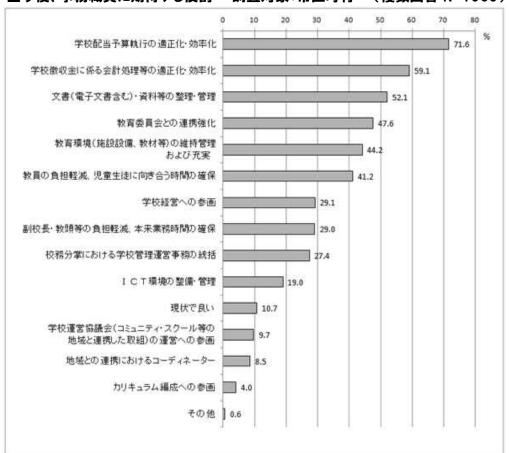


【出典】平成24年度文部科学省委託事業「学校運営の改善の在り方に関する取組~学校マネジメントの役割を担う学校事務~」報告書(全国公立小中学校事務職員研究会23

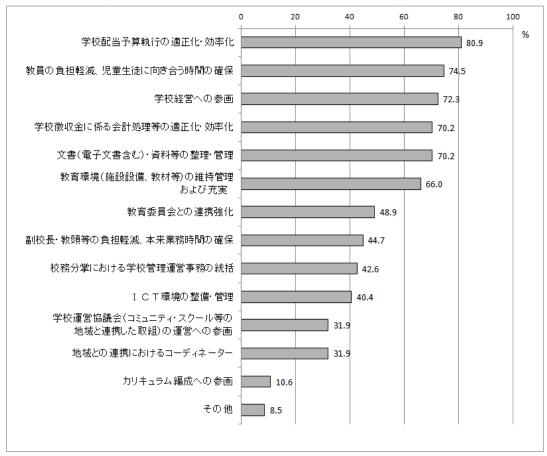
今後、事務職員に期待する役割

- 〇「今後、事務職員に期待する役割」として最も多いのが、市区町村調査では、「学校配当予算執行の適正化・効率化」(71.6%)、「学校徴収金会計処理の適正化・効率化」(59.1%)、「文書・資料等の整理・管理」(52.1%)」と、財務や文書管理等の業務に集中している。
- 〇 都道府県調査では、市区町村調査に比べて、各項目の期待率は全体的に高く、特に、「教員の負担軽減、児童生徒に向き合う時間の確保」(74.5%)、「学校経営への参画」(72.3%)についての期待率が高い。

■今後、事務職員に期待する役割 調査対象: 市区町村 (複数回答 N=1069)



■今後、事務職員に期待する役割 調査対象: 都道府県 (複数回答 N=47)



【出典】平成24年度文部科学省委託事業「学校運営の改善の在り方に関する取組~学校マネジメントの役割を担う学校事務~」報告書(全国公立小中学校事務職員研究会24

教職員以外の専門スタッフの配置状況

	職務内容等	資格	配置状況等【H28】	財政措置(国)					
スクールカウンセラー	心理に関する高度な専門的知見を有する者として、児童生徒、保護者、教職員に対してカウンセリング、情報 収集・見立て、助言・援助等を実施	臨床心理士 精神科医 等	7,542人(H27) (※補助金対象者)	予算補助(1/3)					
スクール ソーシャルワーカー	福祉の専門性を有する者として、児童生徒のニーズの把握 及び関係機関との連携を通じた支援、保護者への支援、学 校への働き掛け、自治体の体制整備への働き掛けを実施	社会福祉士 精神保健福祉士 等	1,399人(H27) (※補助金対象者)	予算補助(1/3)					
医療的ケアを行う看護師等	特別支援学校等において、たんの吸引・経管栄養・気管 切開部の衛生管理等を実施	看護師 准看護師 保健師 助産師	1,272人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)					
特別支援教育支援員	食事、排泄、教室移動の補助等、学校における日常生活 の介助や学習支援等を実施	なし	約56,000人	地方交付税措置					
言語聴覚士(ST)、 作業療法士(OT)、 理学療法士(PT) 等の外部専門家	特別支援学校等において、医学・心理学等の視点による 専門的な知識・技術を用いて、指導の改善や校内研修を 実施	言語聴覚士 作業療法士 理学療法士 等	700人 (※補助金対象者)	予算補助(1/3)					
就職支援コーディネーター	特別支援学校高等部及び高等学校において、ハローワー ク等と連携し、就労支援を実施	なし	全国38地域において、計58人を 配置(H28)	委託事業を実施					
ICT支援員	教員のICT活用(授業、校務支援等)を支援	なし	1,896人(H28.3月時点)	地方交付税措置					
学校司書	学校図書館の日常の運営、管理、教育活動等の支援	なし	22,262人	地方交付税措置					
部活動外部指導員	部活動における技術指導	なし	40,513人 ※運動部活動の外部指導者数 (中体連・高体連調査)	なし					
外国語指導助手 (ALT)	小学校の外国語活動や中・高等学校の外国語の授業等 の補助	なし	4,536人 ※JETのみ(H28.7.1時点)	地方交付税措置(JET) (予算補助(1/3)(non-JET)					
サポートスタッフ	補充学習や発展的な学習など、主として学力向上を目的 とした学校教育活動のサポート	なし	11,500人 (※予算積算上人数)	予算補助(1/3) 2					

教科等の担任制の実施状況(公立小)

教科 学年	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画 工作	家庭	体育	外国語 活動
第1学年	3.3%		5. 1%		1.3%	12.4%	4.8%		6.0%	
第2学年	5.9%		7. 1%		1.8%	20.8%	9.5%		7.0%	
第3学年	10.3%	5. 7%	15. 5%	20.8%		42.5%	17. 2%		7.9%	
第4学年	11.1%	6. 9%	17. 6%	31.3%		51.1%	21. 3%		8. 7%	
第5学年	11.6%	14.1%	20.8%	45.3%		57. 4%	22.0%	34. 7%	11.1%	12.9%
第6学年	11.6%	15. 2%	20.4%	48.9%		60. 2%	22.9%	36. 5%	12.2%	13.6%

[※]教員の得意分野を生かして実施するもの、中・高等学校の教員が兼務して実施するもの、非常勤講師が実施するものなどを含む。

学校現場における業務改善の取組内容

小学校、中学校の別を問わず、「ICTの導入」により業務改善の取組を行っている学校が多い。

20

40

- 〇「ICT導入」により改善を講じている主な業務としては、「成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成」、「児童生徒の在籍管理」等。
- 〇「事務職員との役割分担」により改善を講じている主な業務としては、「給食費の集金、支払、未納者への対応」や「学校徴収金に関する業務(未納者 対応)」、「備品・施設の点検・整備、修繕」等。
- ○○「地域人材の活用」により改善を講じている主な業務としては、「児童・生徒の問題行動への対応」や「保護者・地域からの要望・苦情等への対応」等。

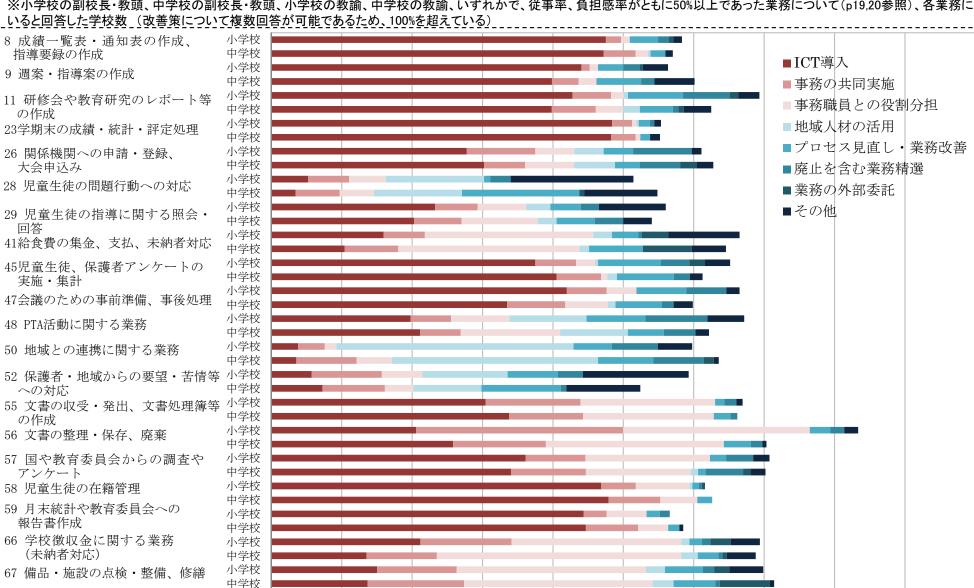
■各学校における業務改善の取組内容

※小学校の副校長・教頭、中学校の副校長・教頭、小学校の教諭、中学校の教諭、いずれかで、従事率、負担感率がともに50%以上であった業務について(p19.20参照)、各業務に対して改善策を講じて - いると回答した学校数 (改善策について複数回答が可能であるため、100%を超えている)

100

120

140

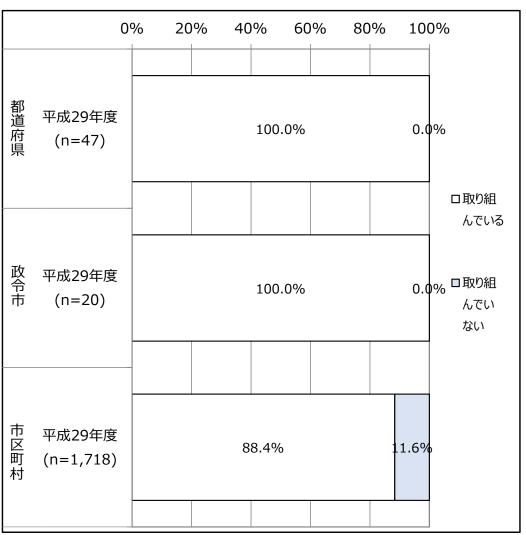


出典:教職員の 業務実態調査 ^{未切}へ。 (平成26年度) 27

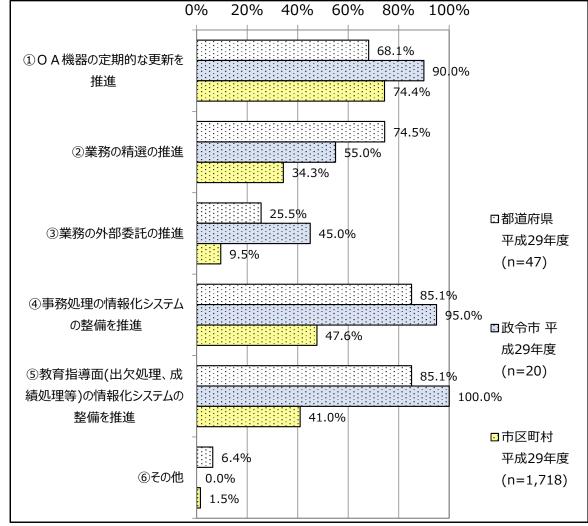
校務の効率化・情報化

- 校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりに取り組んでいる都道府県及び政令市は100%、市区町村は88.4%となっている。
- 〇 取組内容としては、「事務処理/教育指導面の情報化システムの整備を推進」、「OA機器の定期的な更新を推進」などが挙げられる。

■校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりの取組状況



■校務の効率化・情報化による仕事のしやすい環境づくりの取組内容(複数回答あり)



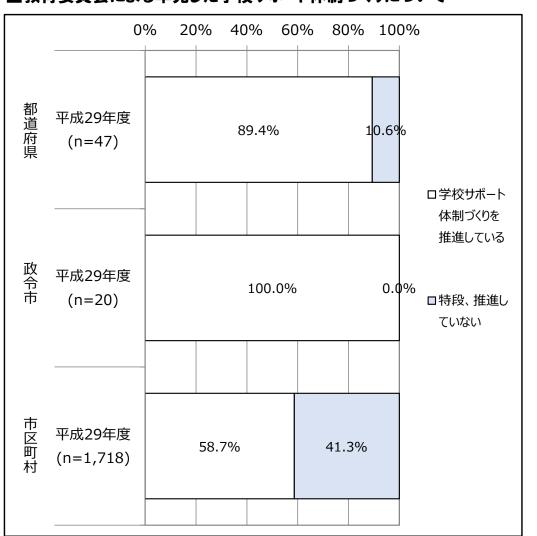
※割合は、全体数(都道府県47、政令市20、市区町村1,718)に対する回答数

出典:教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査(平成29年度)(速報値28

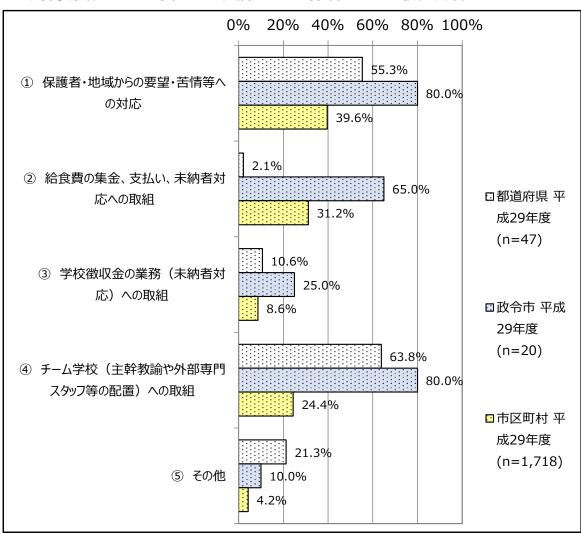
教育委員会による学校サポート体制づくり

- 教育委員会内に体制を構築する等の学校サポート体制づくりを推進している都道府県は89.4%、政令市は100%、 市区町村は58.7%となっている。
- 取組内容としては、「保護者・地域からの要望・苦情等への対応」、「給食費の集金、支払い、未納者対応への取 組」、「チーム学校(主幹教諭や外部専門スタッフ等の配置)への取組」などが挙げられる。

■教育委員会による率先した学校サポート体制づくりについて



■教育委員会による率先した学校サポート体制づくりの取組内容(複数回答あり)



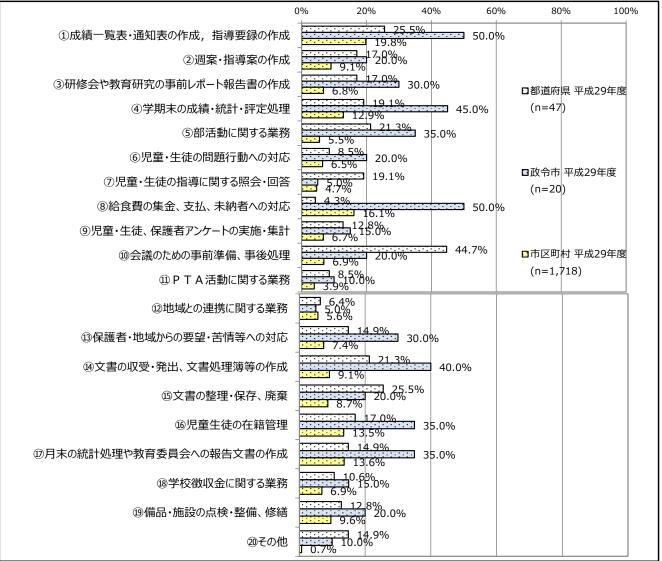
各教育委員会の業務の精選の状況

- 業務の精選に係る具体的方針、目標を明確化している都道府県は72.3%、政令市は75%、市区町村は33.6%となっている。
- 精選対象業務としては、「成績一覧表・通知表の作成、指導要録の作成」や「給食費の集金、支払、未納者への対 応」などが挙げられる。

■業務の精選の推進について

0% 20% 40% 60% 80% 100% 平成29年度 27.7% 72.3% 府県 (n=47)口業務の精 選にかかる 具体的方 針、目標 を明確化 平成29年度 25.0% 75.0% した (n=20)□現時点で は方針等 を明確化 していない 市区町村 平成29年度 33.6% 66.4% (n=1,718)

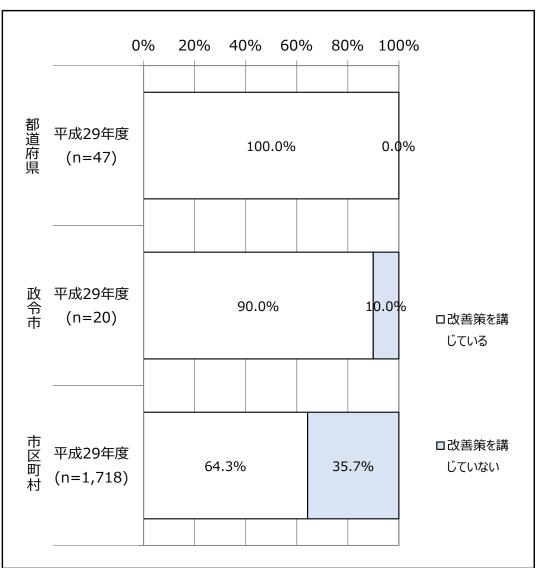
■「業務の精選に係る具体的方針、目標を明確化した」場合の精選対象業務(複数回答あり)



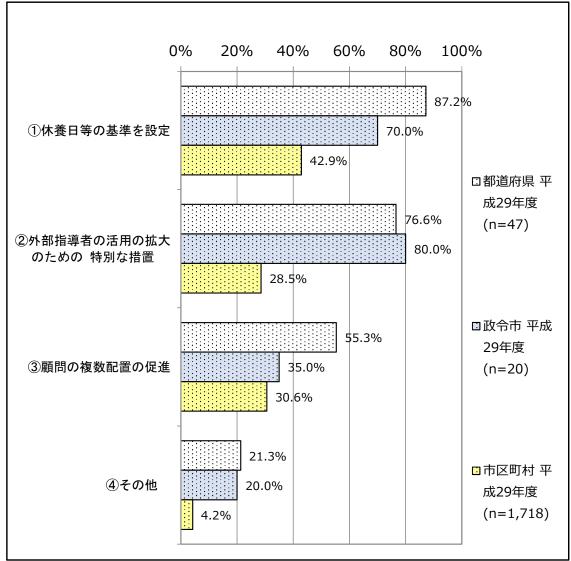
運動部活動指導の工夫と改善について

所管の学校に対して、「休養日等の基準の設定」や「外部指導者の活用拡大のための特別な措置」など、運動部 活動指導の工夫・改善に取り組んでいる都道府県は100%、政令市は90%、市区町村は64.3%となっている。

■運動部活動指導の工夫・改善についての取組状況



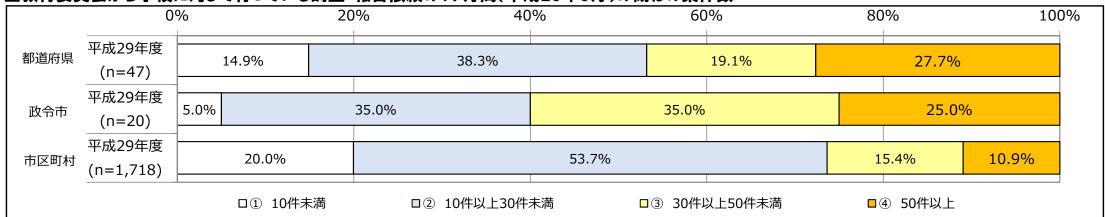
■運動部活動指導の工夫・改善についての取組内容



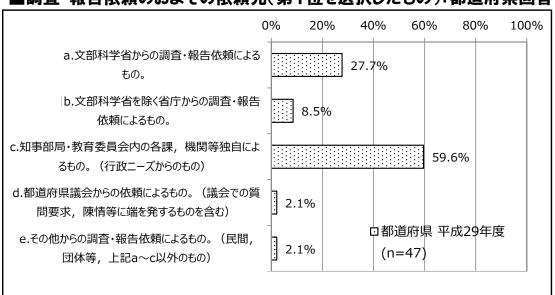
教育委員会から学校に対して行っている調査・報告依頼について

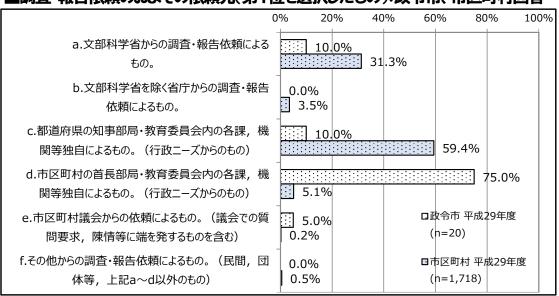
- 教育委員会(全課)から学校に対して行っている調査・報告依頼について、平成29年3月の1ヶ月間の概ねの案件数は、「10件以上30件未満」と回答した都道府県は38.3%、政令市は35%、市区町村は53.7%となっている。
- 〇 調査・報告依頼のおよその依頼元としては、「知事部局・教育委員会内の各課、機関等独自によるもの」が都道 府県は59.6%、市区町村は59.4%、「市区町村の首長部局・教育委員会内の各課、機関等独自によるもの」が政令 市は75%となっている。

■教育委員会から学校に対して行っている調査・報告依頼の1ヶ月間(平成29年3月)の概ねの案件数



■調査・報告依頼のおよその依頼元(第1位を選択したもの):都道府県回答 ■調査・報告依頼のおよその依頼元(第1位を選択したもの):政令市、市区町村回答

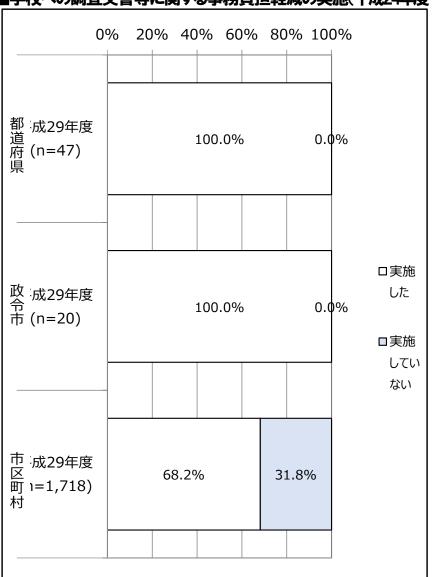




学校への調査文書等に関する事務負担軽減の実施について

- 学校への調査文書等に関する事務負担軽減を実施した都道府県、政令市は100%、市区町村は68.2%となっている。 取組内容としては、「調査の廃止や類似調査の統合により、調査本数を縮減」や「調査項目を精査」、「学校が回答 をしやすいよう調査票を工夫」、「余裕を持った調査期間を設定」、「ICTの活用による校務処理を推進」などが挙げ られる。

■学校への調査文書等に関する事務負担軽減の実施(平成24年度~) ■学校への調査文書等に関する事務負担軽減の取組内容(複数回答あり)





市町村教委事務局の職種別本務職員数

	区	分		19年度	21年度	23年度	25年度	(構成比)	27年度	(構成比)	(増減)
				人	人	人	人	%	人	%	人
総		:	数	55,803	54,426	54,280	53,583	(100.0)	53,310	(100.0)	△273
	増	減		△2,606	△1,377	△146	△697		△273		
	対前回	伸び率		△4.5%	△2.5%	△0.3%	△1.3%		△0.5%		
指	導	主	事	4,177	4,428	4,579	4,720	(8.8)	5,131	(9.6)	411
充	て指	導主	事	1,168	1,189	1,417	1,399	(2.6)	1,257	(2.4)	△142
社	会 教	育主	事	1,696	1,504	1,366	1,292	(2.4)	1,175	(2.2)	△117
派	遣社会	教育主	事	424	248	154	140	(0.3)	130	(0.2)	Δ10
社	会教育	育主事:	補	61	40	47	25	(0.0)	34	(0.1)	9
事	務	職	員	44,048	42,873	42,246	41,695	(77.8)	41,654	(78.1)	△41
技	術	職	員	2,655	2,597	2,759	2,738	(5.1)	2,579	(4.8)	△159
労	務	職	員	1,574	1,547	1,712	1,574	(2.9)	1,350	(2.5)	△224

⁽注)「派遣社会教育主事」については、派遣された市町村教育委員会段階の延べ人数である。 このため、都道府県教育委員会段階の実人数で把握した7ページとその数値が異なる。

都道府県教委事務局の職種別本務職員数

	X	分		19年度	21年度	23年度	25年度		27年度		(内 訳)		.157 \$ 155
								(構成比)		(構成比)	本庁	教育事 務所	(増減)
				人	人	人	人	%	人	%	人	人	人
総			数	16,483	15,780	15,561	15,516	(100.0)	15,683	(100.0)	11,533	4,150	167
	対前回]伸び3	率	△5.5%	△4.3%	△1.4%	△0.3%		1.1%				
指	導	主	事	1,414	1,519	1,575	1,685	(10.9)	1,733	(11.1)	1,376	357	48
充	て指	導 :	主事	3,063	2,888	2,918	2,889	(18.6)	2,924	(18.6)	1,515	1,409	35
社	会 教	育	主事	627	588	583	595	(3.8)	575	(3.7)	299	276	Δ20
派	遣社会	教育	主事	398	216	149	127	(0.8)	130	(0.8)	44	86	3
社	会教	育主	事 補	31	30	24	38	(0.2)	32	(0.2)	31	1	Δ6
事	務	職	員	10,222	9,847	9,667	9,542	(61.5)	9,647	(61.5)	7,692	1,955	105
技	術	職	員	656	637	600	600	(3.9)	607	(3.9)	551	56	7
労	務	職	員	72	55	45	40	(0.3)	35	(0.2)	25	10	Δ5

⁽注)「派遣社会教育主事」については、都道府県教育委員会段階で把握した実人数である。 このため、派遣された市町村教育委員会段階の延べ人数で把握した3ページとその数値が異なる。

3. 学校の組織運営体制の在り方について

副校長・教頭の職務の状況

- 副校長・教頭が主に時間と労力を費やしたいと思う職務は「職場の人間関係づくり」「児童・生徒指導上の課題への対応」「保護者・PTA・地域・関係諸団体との連携」「教職員の評価・育成」の順に高くなっている。
- その一方で、実際に主に時間と労力を費やしている職務で最も高いには、「各種調査依頼への対応」となっており、「保護者・PTA・地域・関係諸団体との連携」「児童・生徒指導上の課題への対応」の順に高い。また、「施設・設備管理」も割合が高い。
- ◆副校長・教頭が主に時間と労力を費やしたいと思う職務 (主なものを3つ選択)

苦情対応

各種調査依頼への対応

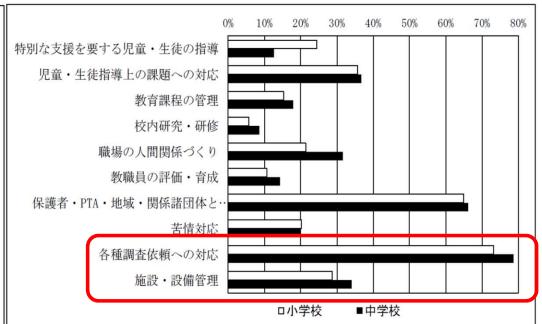
施設·設備管理

0% 20% 40% 60% 80% 特別な支援を要する児童・生徒の・・ 児童・生徒指導上の課題への対応 教育課程の管理 校内研究・研修 職場の人間関係づくり 教職員の評価・育成 保護者・PTA・地域・関係諸団体と・・

口小学校

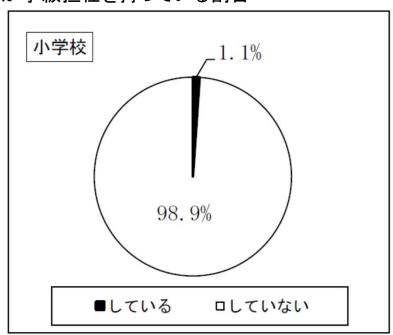
■中学校

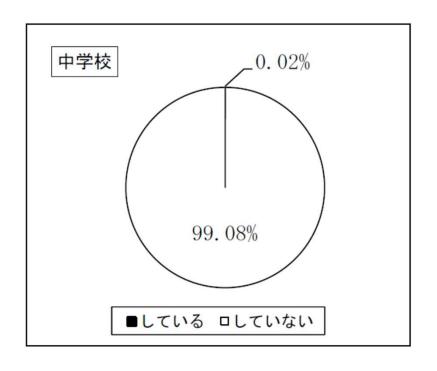
◆副校長・教頭が主に時間と労力を費やしている職務 (主なものを3つ選択)



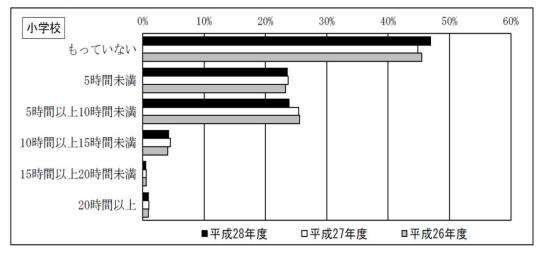
副校長・教頭の学級担任・授業の持ち時間の状況

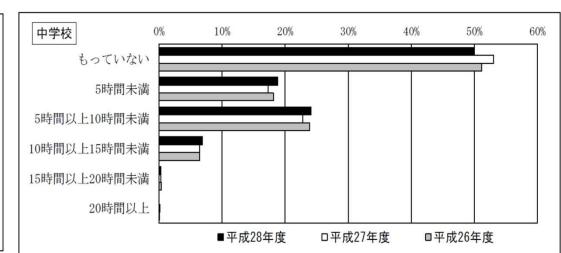
- 組織マネジメントに注力すべき副校長・教頭が学級担任や授業をもっているケースもある。
- ◆副校長・教頭が学級担任を持っている割合





◆副校長・教頭の1週当たりの持ち時間数





38

学校におかれる教諭以外の主な職について

副校長

職務内容:校長を助け、校長から命を受けて校務をつかさどる。(学校教育法第37条第5項等)

【設置人数: 3,857名】

教頭

職務内容:校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。(学校教育法第37条第7項等)

【設置人数:33,266名】

主幹教諭

職務内容:校長、副校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育等をつかさどる。

(学校教育法第37条第9項等)

【設置人数:20,782名】

指導教諭

職務内容:児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。(学校教育法第37条第10項等)

【設置人数: 2,098名】

養護教諭

職務内容:児童の養護をつかさどる。(学校教育法第37条第12項等)

【設置人数:40,860名】

栄養教諭

職務内容:児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。(学校教育法第37条第13項等)

【設置人数: 5,765名】

事務職員

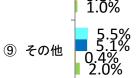
職務内容:事務をつかさどる。(学校教育法第37条第14項等)

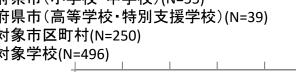
【設置人数:35,386名】

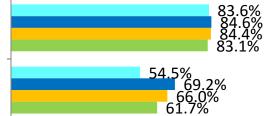
主幹教諭の配置の成果と課題

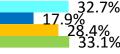
【配置による主な成果】

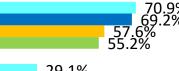
- ■都道府県市(小学校・中学校)(N=55)
- ■都道府県市(高等学校·特別支援学校)(N=39)
- ■調査対象市区町村(N=250)
- ■調査対象学校(N=496)
- ① 分掌間・学年間の調整など学校 の総合的な調整が図られ、学校の 組織としての力が向上した。
- ② 教職員間の業務調整が円滑に なり、業務の質が改善し、また、業務 が効率化した。
- ③ 生徒指導など緊急事案への組 織的な対応力が向上した。
- ④ 主幹教諭が管理職と教職員の パイプ役になることにより、校内のコ ミュニケーションが改善された。
- ⑤ 主幹教諭が管理職を補佐するこ とにより、管理職の業務の質が改善 し、また、業務が効率化した。
- ⑥ 教職員のOJTが改善されるなど 人材育成機能が強化された。
 - ⑦ 渉外・広報機能が充実した。
 - 特段の効果は見られない。













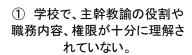




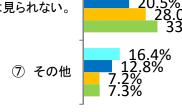
- 文部科学省調ベ(H27.5)

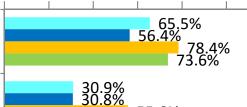
【配置に係る主な課題】

- ■都道府県市(小学校・中学校)(N=55)
- ■都道府県市(高等学校·特別支援学校)(N=39)
- ■調査対象市区町村(N=250)
- ■調査対象学校(N=496)



- ② 主幹教諭の役割や職務内容 を果たすためには権限が不十分 である。
- ③ 主幹教諭の授業時数が多く、 主幹教諭に期待される校務を十 分に処理できない。
- 主幹教諭となる者の人材育成 が十分にできていない。
- ⑤ 財政的な理由で、十分な数の 主幹教諭を配置できない。
 - ⑥ 特段の課題は見られない。





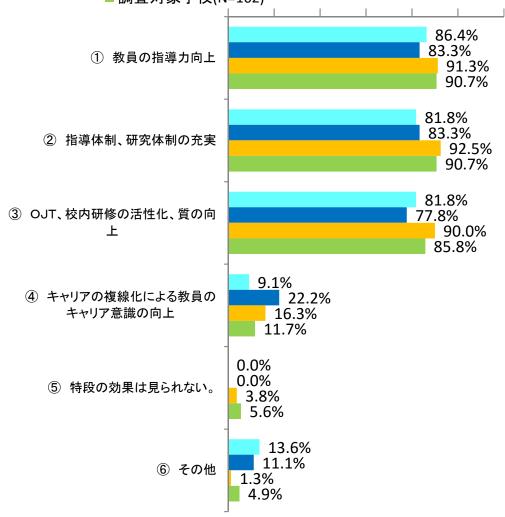
- 55.6% 63.7% 50.9% 51.3% 52.0% 52.0%
- 58.2% 64.1% 63.2% 52.0% 41.8% 30.8%
- 0.0% 0.0% 16.4% 20.5% 28.0% 33.3%

文部科学省調ベ(H27.5)

指導教諭の配置の成果と課題

【配置による主な成果】

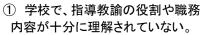
- ■都道府県市(小学校・中学校)(N=22)
- ■都道府県市(高等学校·特別支援学校)(N=18)
- ■調査対象市区町村(N=80)
- ■調査対象学校(N=162)

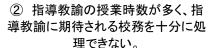


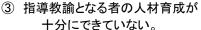
文部科学省調べ(H27.5)

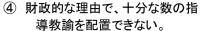
【配置に係る主な課題】

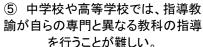
- ■都道府県市(小学校・中学校)(N=22)
- ■都道府県市(高等学校·特別支援学校)(N=18)
- ■調査対象市区町村(N=250)
- ■調査対象学校(N=162)

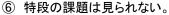


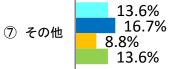


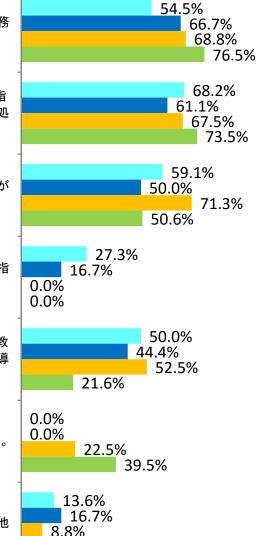












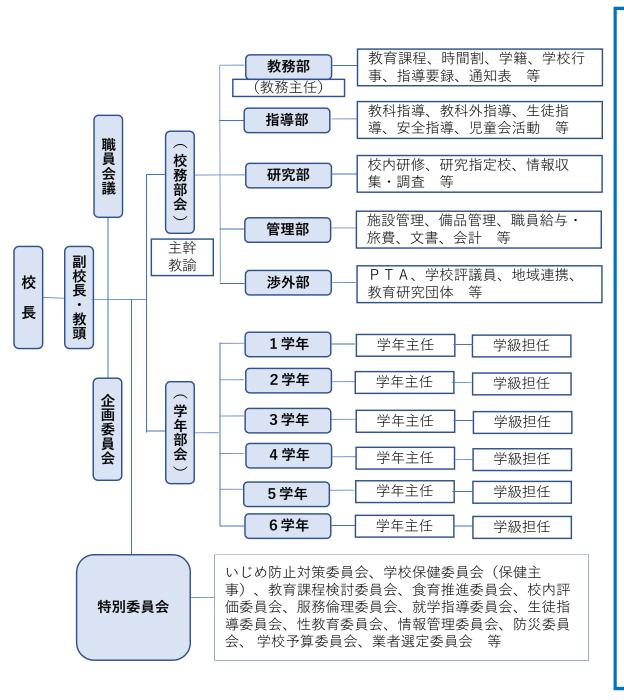
主任等の種類について

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
教務主任(18,617人)	教務主任(9,312人)	教務主任(5,242人)	教務主任(1,699人)
学年主任(71,261人)	学年主任(25,682人)	学年主任(14,575人)	学年主任(4,281人)
保健主事(18,927人)	保健主事(9,308人)	保健主事(4,466人)	保健主事(1,112人)
	生徒指導主事(9,704人)	生徒指導主事(5,101人)	生徒指導主事(1,348人)
	進路指導主事(9,456人)	進路指導主事(5,179人)	進路指導主事(1,259人)
		学科主任(5,909人)	学科主任(350人)
		農場長(333人)	農場長(3人)
			寮務主任(281人)
	教務主任(18,617人) 学年主任(71,261人)	教務主任(18,617人) 教務主任(9,312人) 学年主任(71,261人) 学年主任(25,682人) 保健主事(18,927人) 保健主事(9,308人) 生徒指導主事(9,704人)	教務主任(18,617人) 教務主任(9,312人) 教務主任(5,242人) 学年主任(71,261人) 学年主任(25,682人) 学年主任(14,575人) 保健主事(18,927人) 保健主事(9,308人) 保健主事(4,466人) 生徒指導主事(9,704人) 生徒指導主事(5,101人) 進路指導主事(9,456人) 進路指導主事(5,179人) 学科主任(5,909人)

各教育委員 会等により 置かれてい る主任等の 例

分校主任、研究主任(研修主任)、防災主任、寮務主任、図書主任、小学校の生徒指導主事

学校の組織図(例)【小学校】



○校務に関する部について

- ・設置する部の数や区分については学校の実情に応じて異なっている。
- ・部の数については、概ね $3\sim5$ 程度の部に分けている学校が多く見受けられるが、10近くに細分化している学校もある。
- ・各部の下には係を置く学校と、係を置かずに各担当を 置く学校がある。
- ・係の数や担当分掌の数は、学校規模に関わらず大きく異なっており、20以上に細分化している学校もあれば、概ね10以内にまとめている学校もある。

○特別委員会について

- ・特別委員会については、いじめ防止対策委員会など法令に基づき設置しているものや、国や都道府県からのガイドライン等に基づき設置しているものに加え、各学校の実情に応じて設置しているものもある。
- ・こうした状況のため、各学校に設置している特別委員会の数は、学校の規模に関わらず大きく異なっており、 10以上の委員会を設置している学校もあれば、5以下の委員会数の学校もある。

○1人の教員が担当する業務について

・学級担任や教科担任のほか、校務に関する分掌、特別委員会の委員の役割、中学校においては部活動の顧問を担っているケースもある。また、分掌を細分化している学校や委員会を多く設置している学校では、1人が多くの分掌や複数の委員会を担当し、10以上の役割を担当しているケースもある。

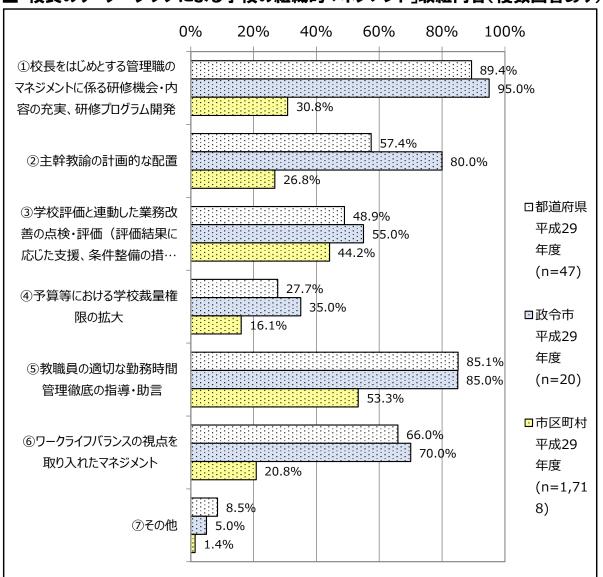
校長のリーダーシップによる学校の組織マネジメント

〇 所管の学校に対して、「管理職のマネジメント研修」や、「教職員の勤務時間管理徹底の指導・助言」など、学校の 組織マネジメントカの強化に取り組んでいる都道府県は97.9%、政令市は100%、市区町村は79.6%となっている。

■「校長のリーダーシップによる学校の組織的マネジメント」取組状況

20% 40% 60% 80% 100% 平成29年度 97.9% 2.11% (n=47)ロ取り組ん でいる 平成29年度 100.0% 0.0%(n=20)□取り組ん でいない 平成29年度 79.6% 20.4% (n=1,718)

■「校長のリーダーシップによる学校の組織的マネジメント」取組内容(複数回答あり)



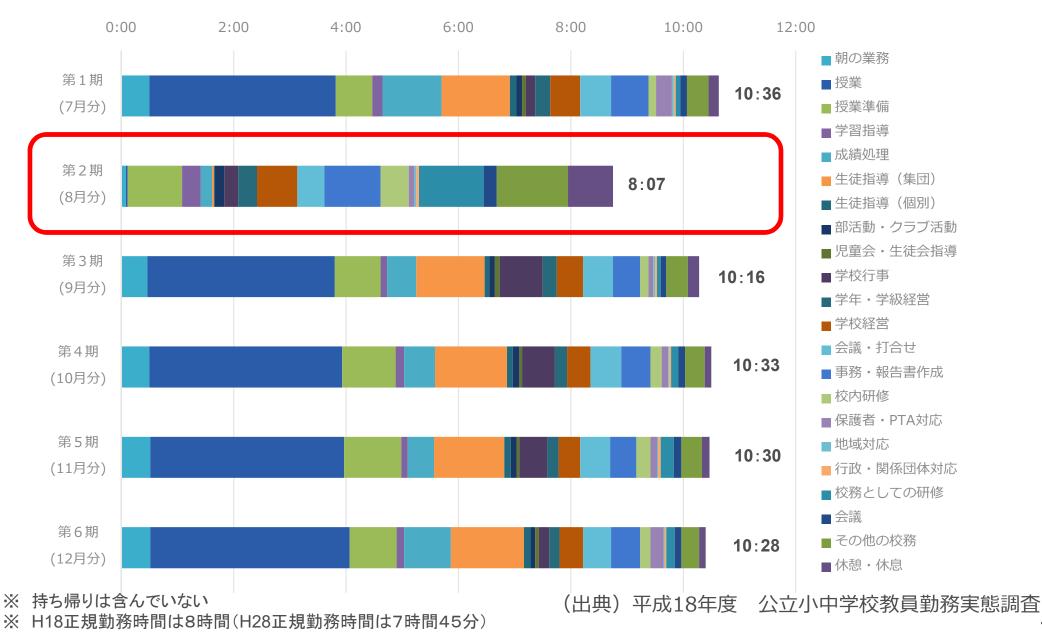
※割合は、全体数(都道府県47、政令市20、市区町村1,718)に対する回答数

出典:教育委員会における学校の業務改善のための取組状況調査(平成29年度)(速報値)

4. 教員の勤務の在り方について

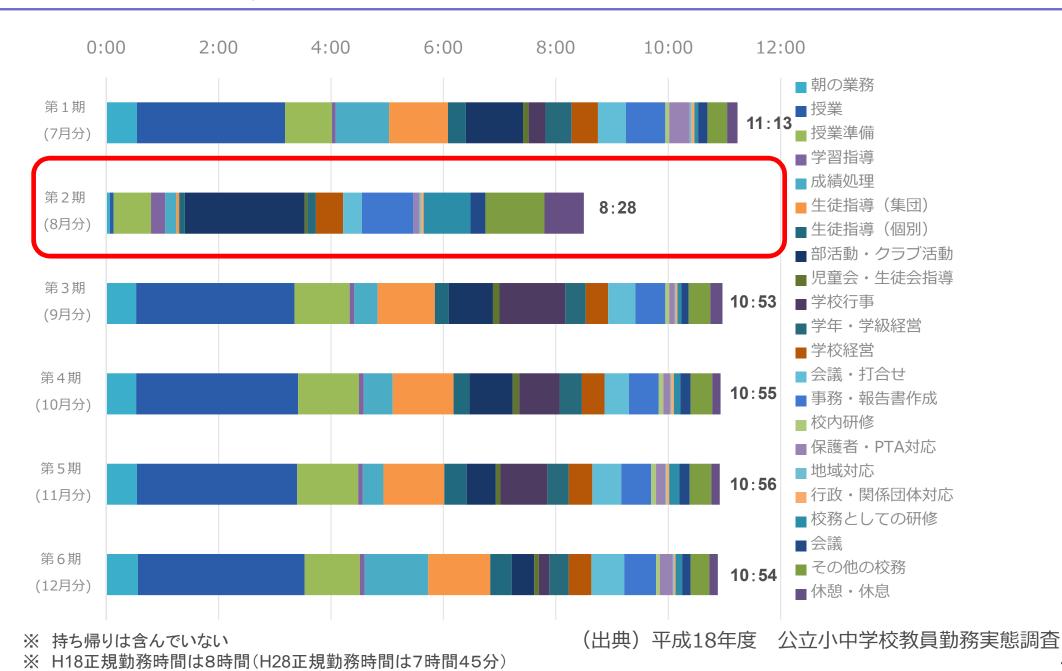
各月における勤務時間(小学校)~平成18年度教員勤務実態調査より

〇 8月の夏季休業期間中の勤務時間が短い。



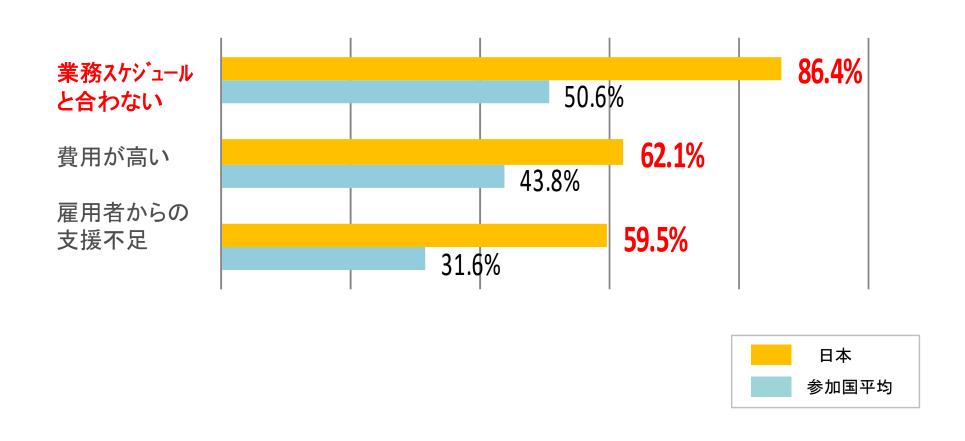
各月における勤務時間(中学校)~平成18年度教員勤務実態調査より

〇 小学校同様、8月の夏季休業期間中の勤務時間が短い。



研修参加の障壁(日本の中学校教員)

- 〇日本の教員は公式の初任者研修に参加している割合が高く、校内研修が盛んに行われている。
- 日本では、研修へのニーズが全体的に高いが、参加への障壁として業務スケジュールと合わないことを挙げる教員が特に多く、多忙であるため参加が困難な状況がある。

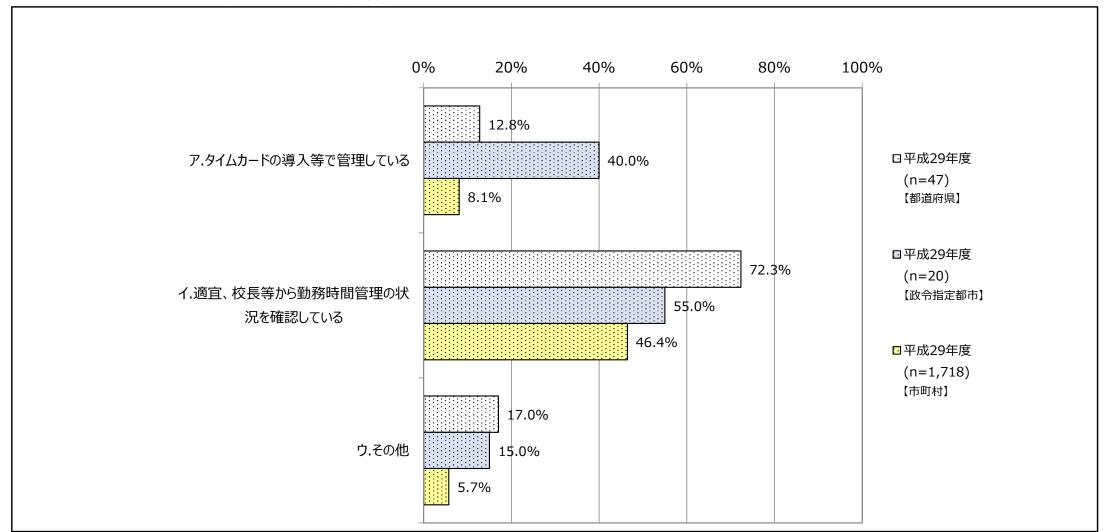


出典:OECD国際教員指導環境調査(TALIS)2013

勤務時間管理

○ 校長のリーダーシップによる学校の組織マネジメントとして、「教職員の適切な勤務時間管理徹底の指導・助言」に 取り組んでいる場合の勤務時間管理の把握方法は、「適宜、校長等から勤務時間管理の状況を確認している」場 合が多く、「タイムカードの導入等で管理している」のは、都道府県は12.8%、政令市40%、市区町村8.1%である。

■勤務時間管理の把握方法について(複数回答あり)



教育公務員の勤務時間等について

教育公務員の勤務時間その他の勤務条件は、一部の規定を除き、労働基準法が適用される(地方公務員法第58条)ことから、同法の制約の 範囲内、国及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を失しないように、当該地方公共団体の条例で定められる。(地方公務員法第24条)

※ 県費負担教職員については、都道府県の条例で定められる。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条)

勤務時間

勤務時間とは、「職員が上司の指揮監督を受けて、原則としてその職務のみに従事しなければならない時間」をいう。 勤務時間は、上記のような正規の勤務時間と超過勤務命令などの特命により勤務時間とされたものとに分けることができる。

具体的な勤務時間は各条例等によって定められるが、労働基準法第32条において、

- 使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない
- <u>使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない</u>と規定されており、教育公務員はその制約を受ける
- ※ なお、労働基準法において、一定の要件を満たした場合、ある一定の対象期間において、平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えない範囲で、 同期間内の特定の週において40時間以上、特定の日において8時間以上の労働をさせることができる<u>「変形労働時間制」</u>が認められており、<u>1か月間の変形労働時間制(同法第32条の2)や1年間の変形労働時間制(同法第32条の4)</u>に関する規定がある。
 - この点、<u>教育公務員を含めて地方公務員においては、1か月間の変形労働時間制は適用されるが、1年間の変形労働時間制は適用除外(地方公務員法</u>第58条)となっている。

時間外勤務命令

教育公務員は、勤務時間の割振り等により、原則として、時間外勤務が生じないようにする必要があり、勤務時間外に業務を命ずる時には、 超勤4項目について臨時又は緊急のやむをえない場合に限られている。時間外勤務を行うにあたっては、健康及び福祉を害さないように 考慮しなければならない。

<いわゆる「超勤4項目」>

- 1. 生徒の実習に関する業務
- 2. 学校行事に関する業務
- 3. 教職員会議に関する業務
- 4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務

休憩時間

労働基準法に基づいて、勤務時間が6時間を超えて8時間以下である場合には少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも 1時間の休憩時間を与えなければならない。(同法第34条)

休憩時間の付与に当たっては、①労働時間の途中に与えなければならす、②原則としていっせいに与えなければならず、③自由に利用させなければならない。

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)について

〈背景〉

- 戦後の公務員の給与制度改革により、教員の給与については、勤務の実態等を踏まえ、<u>一般公務員より一割程度増額</u> されたことに伴い、教員に対しては超過<u>勤務手当は支給されないこととされた</u>。
- しかしながら、毎年の給与改定の結果、<u>教員給与の優位性が失われた。</u>また、当時の文部省が超過勤務を命じないよ うにと指導したにもかかわらず、<u>超過勤務が行われている実態が多くなり、全国的な社会問題</u>となった。 (後に多くの都道府県で時間外勤務手当の支給を求める訴訟が提起された。)
- 〇 <u>文部省は、人事院と教員の勤務の実態を把握する必要性を確認し、昭和41年度に全国的な勤務状況調査を実施</u>。
- 人事院は、昭和46年2月に教職調整額の支給等に関する法律の制定について意見の申出を行った。

昭和46年5月(国立及び)公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)制定

〈法律の趣旨〉

公立の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与 その他の勤務条件について特例を制定。

- ・教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待 する面が大きいこと
- ・夏休みのように長期の学校休業期間があること 等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般行政 職と同様な時間的管理を行うことは必ずしも適当でなく、 とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない。

〈職務と勤務態様の特殊性を踏まえた処遇〉

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。

そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

- ① 時間外勤務手当は支給しない代わりに
- ② 教職調整額を本給として支給。 給料月額 × 4% = 教職調整額
 - ※ 4% = 昭和41年の勤務実態調査による超過勤務時間相当の割合
 - ※本給とみなすため、本給を基礎として一定割合を乗じて算出する手当等については、その算定の 基礎となる。(期末・勤勉手当、退職手当、地域手当、へき地手当、年金等)

〈正規の勤務時間を超える勤務〉

- 教員については、原則時間外勤務を命じないこととする。時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務(超勤4項目)に従事 する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。
 - 1. 生徒の実習に関する業務 2. 学校行事に関する業務 3. 教職員会議に関する業務 4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務
- 労働基準法第33条第3項を適用し、「公務のために臨時に必要な場合」は、上記の勤務を命じることができる。

教員に支給される手当等について

費目	手当等の内容
教職調整額	校長、副校長及び教頭を除く教員が対象【本給×4%】
給料の調整額	特別支援教育学級担当教員及び特別支援学校の教員が対象 【本給の平均3.0%程度の定額】
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等の教員が対象【給料の平均1.5%程度の定額】
教員特殊業務手当	非常災害時等の緊急業務 【平日の時間外、土日等の8時間程度の業務で日額7,500円から8,000円】 ※甚大災害の場合は100/100加算 修学旅行等指導業務【平日の時間外、土日等の8時間程度の業務で日額4,250円】 対外運動競技等引率指導業務【土日等の8時間程度の業務で日額4,250円】 部活動指導業務【土日等の4時間程度の業務で日額3,000円】 入学試験業務【土日等の8時間程度の業務で日額900円】
多学年学級担当手当	複式学級の担当教員が対象【日額290円又は350円】
教育業務連絡指導手当	いわゆる主任手当【日額200円】
管理職手当	校長、教頭、部主事が対象 【定額:校長15~20%、副校長15%、教頭12.5~15%、部主事8%程度相当額】
管理職員特別勤務手当	休日等に勤務した校長・副校長・教頭・部主事が対象【勤務1回につき校長7,000 円から8,500円】
へき地手当	級地の別に応じて給料等の25%を超えない範囲内

[※]上記のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当等が支給される。